2　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、基準日までの原因に基づいて発生した債権（以下「特別清算債権」という。）とする。
3　端数の処理
権利の変更の結果生ずる１円未満の端数は四捨五入する。
4　弁済の場所
本協定における弁済は、協定債権者の指定する銀行口座宛に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は協定債権者の負担とする。
5　債権の合算・債権者の変更
本協定による権利の変更・弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、協定債権者毎に全ての債権を合算して１つの債権とみなし、弁済額を決定する。なお、基準日以降に協定債権の譲渡等により協定債権者に変更があっても、当該変更前の協定債権者の債権を基準として弁済額を算定する。
第２　協定債権
1　定義
本協定における協定債権とは、特別清算債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
2　債権債務の確認
協定債権者と清算株式会社とは、協定債権者が清算株式会社に対して基準日現在有している債権元本の総額が、弁済予定表「債権元本残高」欄記載の各金額（以下「本件債権」という。）であることを相互に確認する。
3　協定債権の弁済
⑴　協定債権に対する弁済は、弁済予定表「配当基準額」を基準として行う。
⑵　協定債権者は、協定債権につき、以下の定めによる権利の変更を受けて、弁済を受ける。
①　弁済額
協定債権に対する弁済は、弁済予定表「弁済予定額」欄の「合計」欄記載の金額（以下「配当原資」という。）を基に、「配当基準額」にて按分した金額を②記載の方法により支払うことにより行う。その金額は弁済予定表「弁済予定額」欄記載のとおりである（以下「弁済額」という。）。
②　弁済の方法
清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定案に対する特別清算裁判所の認可決定確定の日から10営業日以内に、弁済額を弁済する。
⑶　追加弁済
①　清算株式会社に、新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価すると共に、協定債権者への弁済、第４の共益的債権及び優先債権の弁済が全て完了し、残余資金がある場合は（以下「残余資金」といい、これに配当原資を加算した金額を「合計配当原資」という。）、10営業日以内に、残余資金を原資として、後記②記載のとおりの方法により算定された金額を以て追加弁済する。
②　追加弁済額の算定に当たっては、まず、弁済予定表「配当基準額」を基準とした協定債権者毎の按分比率を以て、合計配当原資に乗じた金額（以下「確定弁済額」という。）を算出する。そして、算出された確定弁済額から弁済額を控除した金額を以て協定債権者に対する追加弁済額とし、清算株式会社は、協定債権者に対し、当該金額を追加弁済する。
第３　債権放棄等
1　債権元本
協定債権者は、清算株式会社に対し、弁済時、弁済予定表「配当基準額」から「弁済予定額」欄記載の金額を控除した残余の債権を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。協定債権者が上記のとおり放棄する本件債権の金額は、弁済予定表「債権放棄予定額」欄記載のとおりである。
2　利息・損害金
協定債権者は、本件債権に対する利息・損害金等の一切を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。
3　追加弁済時の取扱
前記第２の３⑶に基づき、清算株式会社が協定債権者に追加弁済する場合は、同追加弁済の限度で既になされた債権放棄は**遡**ってその効力を失う。
第４　共益的及び優先的債権の弁済
清算株式会社は、協定債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等の共益的債権、国税徴収法または国税徴収の例により徴収することを得べき請求権、裁判所から支払いの許可を受けた債権及び労働債権は随時に弁済する。
（別表省略）

以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第２０７８号
東京都千代田区神田東松下町31番地１
清算株式会社　フードパパ株式会社
代表清算人　岡本　貴幸
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　略称
本協定案においては、次のとおり用語を略称する。

		（略称）
①	フードパパ株式会社	清算株式会社
②	別表「弁済予定表」	弁済予定表
③	弁済予定表「債権者名」欄記載の各債権者	協定債権者
④	平成26年11月11日（特別清算手続開始決定日）	基準日
⑤	「弁済予定表配当基準額」欄記載の各金額	配当基準額

2　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、基準日までの原因に基づいて発生した債権（以下「特別清算債権」という。）とする。
3　端数の処理
権利の変更の結果生ずる１円未満の端数は四捨五入する。
4　弁済の場所
本協定における弁済は、協定債権者の指定する銀行口座宛に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は協定債権者の負担とする。
5　債権の合算・債権者の変更
本協定による権利の変更・弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、協定債権者毎に全ての債権を合算して１つの債権とみなし、弁済額を決定する。なお、基準日以降に協定債権の譲渡等により協定債権者に変更があっても、当該変更前の協定債権者の債権を基準として弁済額を算定する。
第２　協定債権
1　定義
本協定における協定債権とは、特別清算債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
2　債権債務の確認
協定債権者と清算株式会社とは、協定債権者が清算株式会社に対して基準日現在有している債権元本の総額が、弁済予定表「債権元本残高」欄記載の各金額（以下「本件債権」という。）であることを相互に確認する。
3　協定債権の弁済
⑴　協定債権に対する弁済は、弁済予定表「配当基準額」を基準として行う。
⑵　協定債権者は、協定債権につき、以下の定めによる権利の変更を受けて、弁済を受ける。
①　弁済額
協定債権に対する弁済は、弁済予定表「弁済予定額」欄の「合計」欄記載の金額（以下「配当原資」という。）を基に、「配当基準額」にて按分した金額を②記載の方法により支払うことにより行う。その金額は弁済予定表「弁済予定額」欄記載のとおりである（以下「弁済額」という。）。
②　弁済の方法
清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定案に対する特別清算裁判所の認可決定確定の日から10営業日以内に、弁済額を弁済する。